

## 排水設備要覧の改定箇所（R3. 4. 1）

### 本編

ページ数	位置	改定箇所
表紙	—	・改定年月日の更新
目次	要綱等	・地下排水槽設置計画の手引き ・地下排水槽の構造及び維持管理等に関する要綱 ⇒並び順の変更
P12	1) ⑦	・「※1」の 注意書きの追加
P23	表－2	・SHASE-S 206-2009 ⇒SHASE-S 206-2019
P24	表－3	・SHASE-S 206-2009 ⇒SHASE-S 206-2019
P30	表－4	・SHASE-S 206-2009 ⇒SHASE-S 206-2019
P42	6行目	・維持管理を行う確認が出来た ⇒維持管理を行うことを前提として設置する
	①	・排水設備の中で沈殿したり、付着したりして、下水の流れを妨げるおそれがある。 ⇒排水設備や下水道管きょ内で沈殿したり、付着したりして、下水の流れを妨げ、閉塞や悪臭発生の原因となる。
P61	枠内 1)	・SHASE-S 206-2009 ⇒SHASE-S 206-2019
P63	表－8	・SHASE-S 206-2009 ⇒SHASE-S 206-2019
P91	③	・営業所 ⇒営業センター・営業所
P96	③	・「③ 解体工事等に伴い、取付ますを撤去した場合は、下水道の利用の意向がないものとみなされ、取付管を撤去する場合がある。将来、取付管を利用する計画がある場合は、取付ますを撤去しないように注意すること。」を追加
P97	1	・http ⇒https
P120	13行目	「か 否かを」の空白を削除

P125	66-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する」を追加</li> </ul>
	69-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）</li> </ul> <p>⇒卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が、1000 平方メートル以上の事業場。）</p>
	69-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの限り、これらの総面積が、1000 平方メートル以上の事業場。）</li> </ul> <p>(イ) 卸売場      (ロ) 仲卸売場 ⇒削除</p>
	70-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車分解整備事業</li> </ul> <p>⇒自動車特定整備事業</p>
P129	枠外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ URL : http</li> </ul> <p>⇒URL : https</p>
P134	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設部水質管理課工場排水指導係</li> </ul> <p>⇒施設部水質管理課管理指導係</p>
P136	iv	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 18 条（指定排水設備工事店規程）の規定</li> </ul> <p>⇒愛知県下水道協会</p>
P137	6 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、責任技術者の被登録資格の有効期間は 5 年間となっているので、登録資格の継続には愛知県下水道協会が実施する更新講習を受講しなければならない。</li> </ul> <p>⇒また、責任技術者の登録の有効期間は 5 年間となっているので、有効期間経過後も登録の効力を維持するためには愛知県下水道協会が実施する更新講習を受講しなければならない。</p>
P139	1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所</li> </ul> <p>⇒営業センター・営業所</p>
P140	1 行目 14 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所</li> </ul> <p>⇒営業センター・営業所</p>

P142	1 ② 2 ②	・営業所 ⇒営業センター・営業所
P143		・http ⇒https
P144		・http ⇒https
P163	8) ②	・申請者は「水洗便所改造資金貸付金額決定通知書」を受領後速やかに、口座のある金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に「償還金口座振替依頼書」を提出する。 ⇒削除
P164	① i	(ゆうちょ銀行を除く。) ⇒削除
	① iii	・15日 ⇒20日
P167	9) ②	・申請者は「浄化槽廃止工事資金貸付金額決定通知書」を受領後速やかに、口座のある金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に「償還金口座振替依頼書」を提出する。 ⇒削除
P168	① i	(ゆうちょ銀行を除く。) ⇒削除
	① iii	・15日 ⇒20日
P169	9行目	・下水道水洗便所改造資金・浄化槽廃止工事資金償還金口座振替依頼書 ⇒表から削除
	表の下	・注3 金融機関へ提出してください。 ⇒削除
P170	9行目	・下水道水洗便所改造資金・浄化槽廃止工事資金償還金口座振替依頼書 (注2) ⇒表から削除
	表の下	・注2 金融機関へ提出してください。 ⇒削除
P178	最終行	・次項に、損傷負担金に係る概略フローを示す。 ⇒削除
P179		・「○ 損傷負担金手続き概略フロー」を削除

P180	1)	・平成 30 ⇒令和元
		・2,317,646 ⇒2,324,877 人
		・2,301,800 ⇒2,309,300 人
		・1,257,318 ⇒1,270,373 戸
		・1,254,782 ⇒1,268,201 戸
P181	1)	・営業所 ⇒営業センター・営業所
裏表紙	—	改定年月の更新